

堺市立五箇荘東小学校いじめ防止対策基本方針

1. 「いじめ」の定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

2. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

3. 未然防止に向けて

- (1) 人権教育をとおして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。また、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。
- (2) 話し合い活動等の学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合い、児童が安心できる、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを行うなど、特別活動をとおして望ましい人間関係を築き、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団づくりに取り組む。
また、標語やポスター作り等、児童会が中心となって行ういじめをなくす活動等により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。
- (3) 児童の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にする心情を育む。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめに向かわない態度・能力を育成するためにいじめは重大な人権侵害に当たり、児童に大きな傷を残すもの、刑事罰の対象となり得ること等について、実例（裁判例）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組（出前授業等）を行う。

(5) 教職員一人ひとりが、日頃から児童理解に努め、児童が発するサインを見逃さず、児童の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。

また、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

(6) 携帯電話を所持するこどもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

また、「ネットいじめ防止授業」を有効に活用するなど、ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。

4. いじめのサインを早期に発見

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

※いつもと違うこどもの変化に気付くこと。

(1) こどもの行動を注視する。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①理由がはっきりしない欠席、遅刻、早退 | ②特定の児童生徒への冷やかし・からかい |
| ③持ち物の破損や落書き | ④家庭からの金品の持ち出し |
| ⑤打撲や擦傷、服装の乱れ | ⑥食欲の低下、身体の不調 |
| ⑦表情や情緒、言葉遣い等の変化 | ⑧休み時間や放課後などの一人での行動 |
| ⑨保健室や職員室への瀬回訪問 | ⑩教職員の不在を確かめるような行動 |
| ⑪グループに教職員が近づくと分散する行動 | |

(2) こどものいじめを疑う。「いじめ対応チェックリスト」等の活用によりアンテナを高く保つ。

(3) アンケート調査（年に3回実施）や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(4) 保護者と情報を共有する。（連絡帳・電話・家庭訪問・PTAの会議等）

(5) 地域と日常的に連携する。（登校指導・地域行事・関係機関との情報共有）

5. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、直ちに詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、複数人で詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないよう、すぐに学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、当該の子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などの関係機関に相談し、協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合い子どもの現状把握に努める。
- (7) いじめられた子どもが、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6. いじめに対する措置

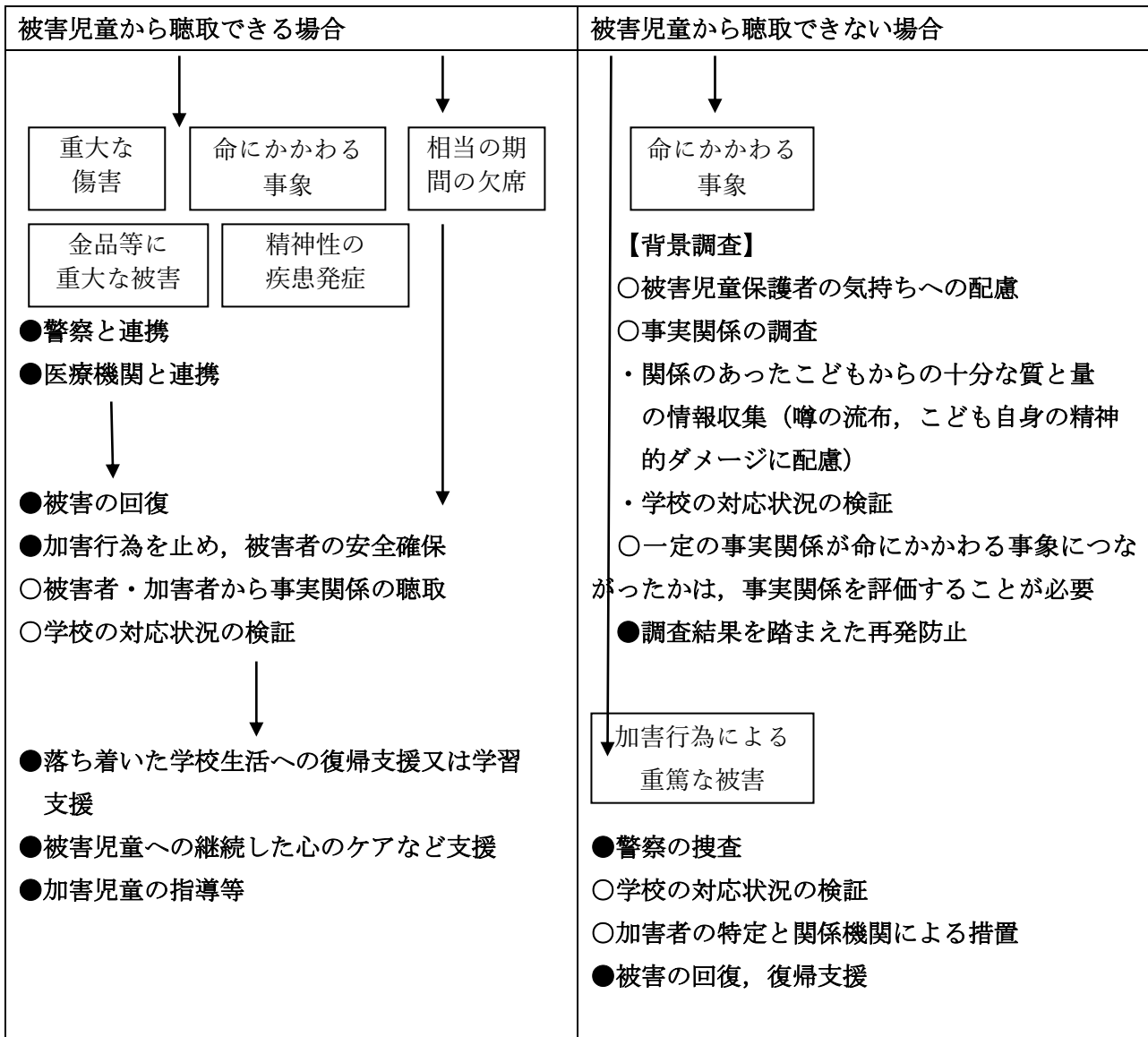
- (8) いじめと疑われる行為を発見したり、子どもやその保護者からの「いじめではないか。」との相談や訴えがあった場合、教職員は直ちに「いじめ対応組織図」に従って対応する。
- (9) 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係している被害者、加害者の両児童からの聞き取りを複数人の教員で行い、いじめの実態の有無の確認を行う。
- (10) いじめ問題と確定した場合は、被害者、加害者、観衆、傍観者へのそれぞれの対応の方針を決め、役割分担をして指導する。
- (11) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたり、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。また、いじめの原因を分析し、今後の未然防止にどのようにつながるかを考える。
- (12) 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官などの外部専門家が参加しながら対応する。
- (13) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている状態である。
 - ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
 - ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。以上2つを被害児童生徒及び保護者に確認する。そして、この2つの定義に基づいて、学校いじめ防止等対策委員会で組織的に判断し、解消とする。

7. 「いじめ・不登校・体罰等対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・当該学年教諭・養護教諭を構成員とし、「いじめ・不登校・体罰等対策委員会」を設置する。本委員会及び職員会議において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

8. 重大事態とその状況に応じた調査・対応

○調査の留意事項 ●調査以外の対応や状況の進捗



※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

9. ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、よりおとなの目に触れにくく、発見しにくいいため、文部科学省のリーフレット「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」等を資料に学級指導を行い、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、こどもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

10. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (6) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえ、改善に取り組むこと。
- (7) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。

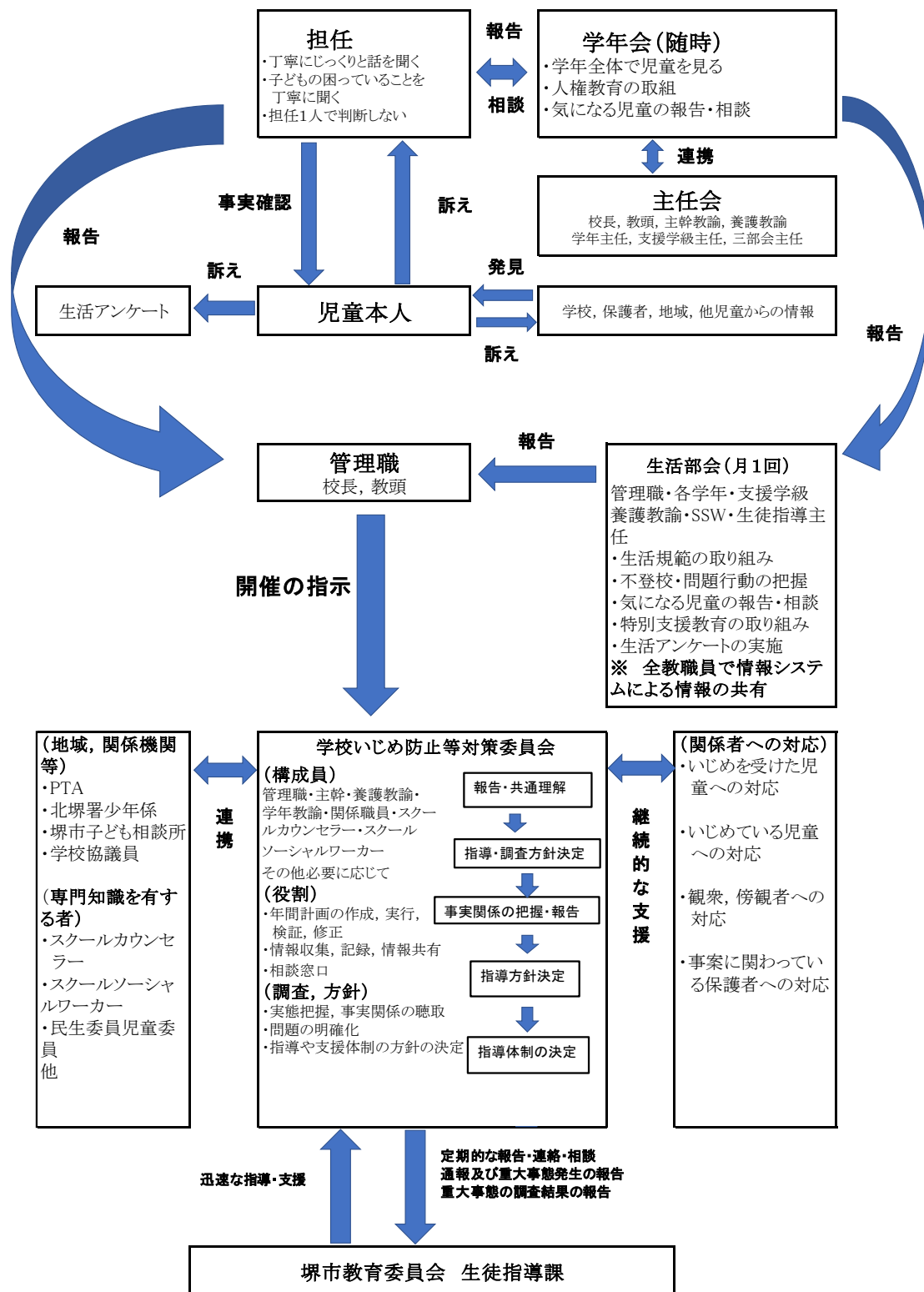
11. いじめ防止に関する年間指導計画

月	いじめ防止に関する学校行事や取組	教科等との連携	担当者等	連携する外部専門家等(市教委含む)	点検評価
4	自宅確認 支援学級との交流会 (各学年)	道徳	各学級担任 支援学級担任		
5	校外学習①(各学年) 修学旅行(6年) 臨海訓練(5年)	特別活動	各学年担 なかよし 活動担当		
6	いじめアンケート① (全学年) 非行防止教室(6年) 新体力テスト(4~6年)	道徳 特別活動 体育	生徒指導主任 6年担任 体育主任	北堺警察署, 少年サポートセン ター	各学年で結果分 析・三部会で共 有,職員会議にて 報告
7	個人懇談① 中学校校区合同研修会	道徳・特 別活動	各学級担任 小中連携担当	市教委	

8	いじめ防止に関する研修会		生徒指導主任	市教委	
9	CAPプログラム（5年） 校外学習②（各学年）	特別活動	5年担任 各学年担任	えんばわめんと堺	
10	いじめアンケート② （全学年） 連合運動会（6年） 体育参観（全学年） 非行防止教室（5年）	道徳 体育 体育 特別活動	生徒指導主任 6年担任 5年担任	北堺警察署, 少年サポートセンター	各学年で結果分析・三部会で共有, 職員会議にて報告
11	にんげん学習交流会 （6年） ネットいじめ 防止プログラム（4年） 児童会活動	道徳 特別活動 特別活動	6年担任 4年担任 児童会担当	市教委等	
12	個人懇談②		各学級担任		
1	いじめアンケート③ （全学年） 保育体験（6年）（未定）	保健	生徒指導主任 6年担任 養護教諭	ときわこども園	各学年で結果分析・三部会で共有, 職員会議にて報告
2	卒業コンサート		6年担任		
3	卒業式（5, 6年）	特別活動	全職員		

※「被害者がいじめと感じたら、いじめ」→管理職と生指に必ず相談をしてください。

いじめ対応の組織図, 対応の流れ



<生徒指導における3つのアウトライン>

- ① 教職員個人で課題を抱え込むことがないように、学年間・学校間における報告、連絡、相談などの情報交換の徹底を図る。
- ② 課題のある児童生徒には、チーム力を発揮して、複数の教職員で毅然とした態度で対応する。
- ③ 会議では必ず会議録をとる (i システムの議事録を使う)